

和歌山信愛中学校 高等学校 「いじめ防止基本方針」

1、はじめに

いじめは生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識を持って取り組まなければならない。

本校では、カトリックの精神に基づき、豊かな情操を持ち、社会に役立つことのできる女性を目標としている。この方針のもと、生徒が、いじめをしない・身の回りにいじめがあればそれを自らの問題として捉えることができる、ように取り組む。また、保護者や地域住民、関係機関などとの連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2、いじめの定義

いじめは、生徒に対して、生徒が在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

本校では、いじめを認知する際の態様として以下のような例を参考にして判断するものとする。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団および個人により無視される。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・本人にとって恥ずかしいこと、危険なこと、意に反することを強要される。
- ・パソコンや携帯電話などのメディアで誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

また、次のことにも留意する。

- ・いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではないこと。周囲ではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- ・一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造があること。
- ・直接の接点がないと思われる集団においても、インターネット上のSNSでのやりとりなどでいじめが発生する可能性があること。

3、いじめ防止のための学校の取り組み

(1)いじめ防止のための組織

学校長が任命した構成員からなる「いじめ対策委員会」を設置する。

メンバー

管理職、生徒指導部長・副部長、各学年の生徒指導担当教員、養護教諭、人権問題担当教諭、カウンセラー

役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画の進捗状況のチェック
- ・各取り組みの有効性の検証
- ・学校いじめ基本方針の見直し

自明のことではあるが、いじめ防止のためには、「いじめ対策委員会」だけではなく、すべての教職員が、日々の学校生活の中で生徒としっかりとかわり、また、教職員がチームとして情報を共有し、コンセンサスを持って取り組むことが必須である。そのために教職員の研修会等を継続して行う。

(2)未然防止

いじめの未然防止にあたっては、学校のあらゆる場において、人権尊重が徹底され、人権尊重の意識が持たれていることが求められる。生徒・教職員が、他者の感情や痛みを共感的に受容し、対等な人間関係を築く環境をつくらなければならない。そのために、人権への理解・人権意識を育む教育が、日ごろから学校生活でのものに加え、各教科や総合的な学習の時間などを使い総合的に推進する必要がある。

いじめ防止のために

- ① 本校のあらゆる場において本校・カトリックの理念の具体化を徹底

見返りを求めずに人に尽くす 物事の奥行きを考える

人の唯一性、社会性を大切にする 自分の力を伸ばす工夫・努力をする

可能性を追求する

② 人権意識向上のための教育プログラムの充実

各学年で発達段階に応じて行っている人権教育をさらに充実させるとともに、保護者に対しても講演会などを通じて、人権尊重の再確認を図る。

*和歌山信愛の授業や朝礼は、人権感覚のベースを形つくる上で欠かせないプログラムを行っている。

(授業) 宗教の授業において、人権(聖書を通して、人権や平和を考える)、平和(長崎原爆、永井博士)への意識を高めるプログラム。

(朝礼) 朝礼の話は、建学の精神・カトリックの理念をベースに、見返りを求めず尽くす・努力・持続・他者への思いやり・我慢・謙虚さなどの大切さを、その年のテーマにからめて話をする。(例えば、2015年は「1cm、1秒を」 2016年は「大切に」 2017年は「込めて」)

③ 社会性涵養のための体験プログラムの充実

合宿、研修旅行、行事、生徒会活動などの体験を通して、自他の存在を認め尊重し合える態度や、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力、規律を守る意識・その実行、問題解決を図る能力など社会性を涵養する。

④ 授業の充実

授業においては、生徒に授業規律を徹底させ、生徒が自分の伸びを実感し達成感を持てるよう、教材・授業研究を行うなど指導方法の工夫に努める。生徒とは、授業でも、質問を受ける時でも一人ひとりとしっかりとかかわり、生徒の状況を把握し、生徒の気持ちを理解するよう努めなければならない。

⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を得て、いじめ防止のために家庭や関係諸機関と積極的に連携し相互協力できる関係作りを進める。

⑥ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけでなく、外部の専門家を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

*2017年度計画予定

- 中1 仲間作り、スマートフォンなどの危険性講習会
・研修合宿 ・講演会
- 中2 平和教育、インターネットに潜む危険性講習会
・長崎平和研修合宿 ・講演会
- 中3 職業体験
・職業体験を通じて社会に目を向ける
・ボランティア(特別養護老人ホームなどで)体験

(3)早期発見

いじめにおいては、いじめにあっている生徒が、いじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりして、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることが難しい状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化しやすい。

いじめの早期発見と解決のためには、教員は、生徒の何気ない言動に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構造を見抜く洞察力、集団をよい方向に導く行動力が求められる。加えて、教職員間の連携を密にし、情報を共有し、一致して取り組まなければならない。

早期発見のために

- ① 生徒の実態把握の方法として、生徒の発達段階や状況等を考慮し、学年・クラス・メンバーなどを決定してアンケート調査等を実施する。それ以外にも、休み時間の教室を見回りや声かけを頻繁に行い、生徒の動向をよく観察し、生徒の気持ちをくみ取る。
- ② 定期的な三者面談、生徒との面談をできる限り行う。その中で気になる点があれば、担任・学年・生徒指導部が連携して、生徒や保護者の考え・思いをくみ取る。生徒・保護者・教職員が、相談しやすいように、担任や部長が窓口となってカウンセラーとの相談を抵抗なくできるようにする。

4、いじめへの対応策

いじめにあった生徒のケアが最優先であり、仲間や教職員・保護者の支援が早急に求められる。次に、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、適切な指導を行い再発防止に努める。近年、いじめた生徒自身が深刻な問題を有し、相手の痛みや行為の悪質さに無自覚な場合が多い。再発を防止するには、いじめた生徒の自己変革も必要で、継続的な指導が求められる。

(1)いじめ発見・通報を受けた時の対応

当該クラスの担任教員は、一人で抱え込むのではなく、いじめ対策委員会、当該学年の教員団とともに情報を共有し、迅速に行動する。

- ① いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒等の安全を確保する。
- ② いじめを認知した場合、(いじめが疑われる場合は早い段階からの確にかかわり、)直ちにいじめの有無を確認する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめた生徒の別室指導や出席停止措置を活用するなどして直ちにいじめをやめさせる。
- ④ いじめ事象が悪質で、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童生徒等の意向への配慮のうえで、早期に所轄警察署など関係機関に相談し、適切な援助を求めることもある。なかでも、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に連絡し、連携した対応をとる。

(2)いじめ確認後の対応

① いじめられた生徒・保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止措置を活用するなど、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境を確保する。状況に応じて、カウンセラーなどの協力を得て、生徒・保護者の不安を取り除くとともに、生徒の自己有用感等が回復できるよう努める。

② いじめた生徒への指導及びその保護者への対応

いじめた生徒に対しては、いじめの状況やその背景について十分な聞き取り調査を行い、保護者とは連携を密にし、生徒の指導方針に理解と協力を求め、継続的効果的な指導を行う。また、いじめた生徒の将来を見据え、反省の後は、学校生活を送ることのできるよう配慮する。

③ 再発の防止

スクールカウンセラー等の協力を得ながら、いじめを受けた生徒・その保護者への支援、いじめを行った生徒への指導・その保護者への提言を継続して行う。その際、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。また、対応は記録として残しておく。

(3)いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるために、いじめがもたらす問題点をいじめられた生徒の視点にたって考えさせる指導を徹底する。

(4)ネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録し、内容を保存・プリントアウトした上で、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。書き込んでいる生徒が判明した場合は、その生徒・保護者に対し、いじめの場合と同じように指導する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

ネット上のいじめについて、専門家による生徒・保護者対象の情報モラル研修を必要に応じて実施する。

5、重大事態への対応策

- ・いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ・調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に対する説明するなどの措置を行う。
- ・調査により明らかになった事実について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及び、その保護者に対して提供する。